

南島原市ニュース


平成28年12月21日

報道関係各位

第4回南島原市議会定例会に 議案を追加上程しました

平成28年第4回南島原市議会定例会に別添の議案を追加提出しました。

※配布資料…議案

担当部署	総務部 総務課	担当者	苑田 和良
直通	050-3381-5020	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 		検索ワード	
担当者 連絡先			

平成28年第4回南島原市議会 定例会

(追加議案) 参 考 資 料

○議案の概要 [P1]

南島原市

平成28年第4回南島原市議会定例会 追加議案

報告第16号 専決処分¹の報告について(損害賠償の額の決定について)

建 設 部
管 理 課

* 地方自治法第180条第2項の規定により、議会において指定されている専決処分した事項について報告するもの

報告第16号

専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので報告する。

平成28年12月21日提出

南島原市長 松本政博

専決第15号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成28年12月12日

南島原市長 松本政博

損害賠償の額の決定について

南島原市は、次により損害を賠償するものとする。

1 賠償の理由

平成28年10月23日午後3時頃、南島原市深江町甲字江川3732番1地先の市道江川末宝谷線において自家用車を運転走行していたところ、路面に亀裂が入り剥離していた約30cmのコンクリート片が跳ね上がり、車両の下部を損傷した事故について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

2 賠償の金額

28,954円

3 賠償する相手方

長崎県南島原市深江町甲4624番地

柴田 貴子